

社会福祉法人「昭和ゆたか会」定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫する事により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営む事ができるよう支援する事を目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 地域活動支援センターの経営
- (ロ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ハ) 特定相談支援事業の経営
- (ニ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人「昭和ゆたか会」という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的困窮者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井813番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人には評議員8名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会にて行う

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会

の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し外部委員の2名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成する事を要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して報酬は支給しない。但し役員等費用弁償に関する規程に基づき役員等費用弁償を支給する事が出来る。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬額の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他、評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として原則毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求する事が出来る。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する事とする。
- 4 第1項及び第2項の規定に関わらず、評議員（当該事項について議決に加わる事が出来るものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人は次の役員を置く。
- (1) 理事 7名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をする事が出来る。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任する事が出来る。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った時。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない時。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して報酬は支給しない。但し役員等費用弁償に関する規程に基づき役員等費用弁償を支給する事が出来る。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任命する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。但し日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けた時は又は理事長に事故ある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わる事が出来るものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井813番地所在の
星夜の森学舎 敷地(1, 668平方メートル)
- (2) 群馬県利根郡昭和村大字糸井字大日向6873番12所在の土地
面積(1, 354平方メートル)
- (3) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井813番地所在の
星夜の森学舎 作業所 木造・アルミニューム板葺平家建1棟
面積(341. 79平方メートル)
- (4) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井813番地所在の
星夜の森学舎 倉庫 木造・アルミニューム板葺平家建1棟
面積(85. 70平方メートル)
- (5) 群馬県安中市松井田町下増田字松原512番地5所在の
ライフ 敷地(1, 163. 20平方メートル)
- (6) 群馬県安中市松井田町下増田字松原512番地6所在の
ライフ 敷地(1, 157. 71平方メートル)
- (7) 群馬県安中市松井田町下増田字松原512番地6、512番地5所在の
ライフ 養護所 木・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建1棟
面積(604. 29平方メートル)
- (8) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井813番地所在の
星夜の森学舎 作業所 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき高床式平家建1棟
面積(46. 37平方メートル)
- (9) 群馬県安中市松井田町下増田字松原512番地6、512番地5所在の
ライフ 作業所 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建1棟
面積(45. 54平方メートル)
- (10) 群馬県沼田市下川田町字宮塚1621番地3所在の
もみの木ハウス 敷地(212. 23平方メートル)

- (11) 群馬県沼田市下川田町字宮塚1621番地2所在の
　　もみの木ハウス 敷地(276.76平方メートル)持分3分の1
- (12) 群馬県沼田市下川田町字宮塚1621番地3所在の
　　もみの木ハウス 寄宿舎 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟
　　面積(1階77.01平方メートル、2階19.87平方メートル)
- (13) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井832番所在の土地
　　面積(42平方メートル)
- (14) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井833番所在の土地
　　面積(314平方メートル)
- (15) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井834番地所在の土地
　　面積(429平方メートル)
- (16) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井835番地所在の土地
　　面積(449平方メートル)
- (17) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井836番地所在の土地
　　面積(363平方メートル)
- (18) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井842番地所在の土地
　　面積(558平方メートル)
- (19) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字野々井1687番所在の土地
　　面積(439平方メートル)
- (20) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字野々井1688番所在の土地
　　面積(700平方メートル)
- (21) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字野々井1689番所在の土地
　　面積(337平方メートル)
- (22) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井846番所在の土地
　　面積(1,675平方メートル)
- (23) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井813番地所在の
　　星夜の森学舎 作業所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建1棟
　　面積(54.34平方メートル)
- (24) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字神原744番所在の土地
　　面積(591平方メートル)
- (25) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字神原745番所在の土地
　　面積(383平方メートル)
- (26) 群馬県安中市松井田町下増田字松原511番2所在の土地
　　面積(674平方メートル)
- (27) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井835番地、842番地、
　　836番地所在のもみの木ハウス「織音」寄宿舎
　　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
　　面積(176.79平方メートル)
- (28) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井835番地、836番地所在の
　　もみの木ハウス「ひとつ星・ふたつ星」寄宿舎
　　木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
　　面積(1階143.05平方メートル、2階143.52平方メートル)
- (29) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字柏坂下1626番所在の土地
　　面積(1,780平方メートル)

(30) 群馬県沼田市下川田町字宮塚1630番地所在の居宅
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
面積(89.23平方メートル)

(31) 群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬字下野々井834番地、834番地先
所在のもみの木ハウス「月陽・みつ星」寄宿舎
木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
面積(1階146.65平方メートル、2階144.53平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとする時は、理事会及び評議員会の承認を得て、群馬県知事の承認を得なければならない。但し、次の各号に掲げる場合には、群馬県知事の承認を必要としない。

- 2 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- 3 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保する当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支計算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所（及び従たる事業所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の認定を受けた書類のうち、(1)(3)(4)及び(6)の書類については、定時評議員会に提出し、(1)の書類については、その内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間、また従たる事業所に3年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事業所及び従たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営む事ができるよう支援する事などを目的として、次の事業を行う。

- (1) 市町村地域生活支援事業「日中一時支援事業」の受託
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとする時は、評議員会の決議を得て、群馬県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をした時は、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

第10章 広告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人昭和ゆたか会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。但し、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	佐々木	智之
理事	大竹	繁
理事	後閑	美雪
理事	吉野	茂美
理事	金井	利司
理事	神尾	克好
監事	三留	トシ子
監事	吉澤	市朗

附 則

この定款は、平成14年 7月15日から施行する。

この定款は、平成15年 6月 5日から施行する。

この定款は、平成16年 3月15日から施行する。

この定款は、平成16年 6月 3日から施行する。

この定款は、平成18年 5月 1日から施行する。
この定款は、平成18年12月22日から施行する。
この定款は、平成19年 5月24日から施行する。
この定款は、平成20年 4月15日から施行する。
この定款は、平成20年 6月16日から施行する。
この定款は、平成21年 6月11日から施行する。
この定款は、平成21年10月 9日から施行する。
この定款は、平成22年 4月16日から施行する。
この定款は、平成23年 4月15日から施行する。
この定款は、平成23年 7月13日から施行する。
この定款は、平成25年12月17日から施行する。
この定款は、平成26年12月26日から施行する。
この定款は、平成28年 4月14日から施行する。
この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。
この定款は、平成29年 5月11日から施行する。
この定款は、平成29年 8月 2日から施行する。
この定款は、平成30年 5月15日から施行する。
この定款は、平成30年 8月10日から施行する。